

総合評価落札方式試行実施に関するQ & A

1 試行実施全般に関するQ & A

(1) Q : 総合評価落札方式とは何ですか？

A : 総合評価落札方式とは、価格競争のみで落札者を決定する通常の入札とは異なり、公共工事の品質を高めるために、価格以外の過去の工事成績、工事実績等の要素も含めて、**価格と品質の両方を総合的に評価して落札者を決定する落札方式です。**

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年4月1日施行)により、公共工事の発注者(津市)は、公共工事の品質を確保するため、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を適切に実施することを責務として求められているものです。

2 入札参加方法に関するQ & A

(1) Q : 総合評価落札方式には誰でも参加できるのですか？

A : 総合評価落札方式といっても落札者の決定にあたって総合評価を行うものであり、通常の事後審査型条件付一般競争入札と同様に、個別公告に示してある参加資格要件を満たす業者が参加していただけます。

(2) Q : 総合評価に関する資料はどのような資料をどのように提出すればいいのですか？

A : 別添の評価項目算定資料を、個別公告に示す**提出期限までに調達契約課へ持参により提出**してください。記入方法等については、各様式に記載の説明及び別添「評価項目算定資料(一覧表及び記入例)」を参照してください。

(3) Q : 郵便入札はどのように行うのですか？

A : **郵便入札は通常の事後審査型条件付一般競争入札と全く同じ方法です。**指定封筒等に入札書と積算内訳書を封入の上、一般書留、簡易書留のいずれかにより郵便入札してください。

総合評価に関する資料は郵便入札封筒には同封せず、必ず提出期限までに調達契約課へ持参し、提出してください。

3 評価項目に関するQ & A

(1) Q : 「工事成績」の点数はどのように確認するのですか？工事成績評定結果通知書(写)を提出する必要はないのですか？

A : 過去5年間の対象工事における工事成績平均点については、**津市において算出**し、入札参加があった業者及び申請のあった配置予定技術者について評価基準に応じて配点しますので、**工事成績評定結果通知書(写)の提出の必要はありません。**ただし、HPにおいて公表する価格以外の評価点における工事成績の配点に疑義がある場合は、過去5年間の対象工事における工事成績評定結果通知書(写)全てを調達契約課に持参し、確認することができます。

(2) Q : 「工事実績」は該当する実績を全て提出しなければならないのですか？

A : 工事実績に関する評価基準における件数が確認できれば結構ですので、評価基準以上の提出は必要ありません。例えば、同種・同規模として該当する工事実績が20件あっても、本件においてはそのうち10件分を提出すれば、評価基準に示された2点の配点を得られることになります。

(3) Q : 障がい者雇用状況報告書等の写しとはどのようなものですか？

A : 法律により雇用が義務付けられている企業である場合は、職業安定所に提出する障がい者雇用状況報告書等の写しを提出してください。
雇用が義務付けられている企業でない場合は、障がい者手帳の写しや手帳番号及び健康保険証の写し等の雇用が確認できる書類を提出してください。

(4) Q : 労働安全衛生マネジメント認証の写しとはどのようなものですか？

A : 評価機関による評価証、適合証明書等の写しを提出してください。

(5) Q : 「市内本店業者施工率」はどのように評価されるのですか？

A : 評価項目算定資料の一部として、市内本店業者施工率評価資料を提出してください。この場合に、自社及び一次下請け業者における市内本店業者の施工率が80%以上90%未満であれば1点、90%以上であれば1.5点を配点します。その後、落札した場合は、市内本店業者施工率評価資料を契約書に綴じ込みます。

(6) Q : 「市内本店業者施工率」について、実際の施工において80%（または90%）を下回った場合はどうなるのですか？

A : 市内本店業者施工率については、契約後に工事一部下請届け及び下請負契約書の写しを確認します。
評価資料提出時に80%以上（または90%以上）で申告し、落札したが、実際の施工において80%未満（または90%未満）となった場合は、指名停止の対象となります。

(7) Q : 「手持ち工事量」はどのように算出するのですか？契約書（写）を提出する必要はないのですか？

A : 手持ち工事量を評価するための契約中の公共工事件数と1級及び2級技術者数との比率については、「手持ち工事評価資料」（別紙様式）により記入願います。
工事件数については、対象業種の契約金額2,500万円以上のコリンズ登録されている公共工事件数で、1級及び2級技術者数とは審査基準日が令和3年10月1日から令和4年9月30日までの経審結果通知書に表記されている技術者数をいいます。

(8) Q : 「当該年度において津市から受注した当該業種の工事件数（契約金額2500万円以上）」はどのように評価されるのですか？書類を提出する必要はないのですか？

A : 本項目は、評価資料提出期限日時点において契約締結済みの上記に該当する工事の件数により評価します。
なお、評価については津市において行いますので、入札参加者において本項目に係る書類を提出いただく必要はありません。

(9) Q : 評価資料提出時に申請した配置予定技術者の変更はできますか？

A : **変更はできません。**配置予定技術者に当たっては、当該工事に確実に配置できる方を選定してください。

(10) Q : 「配置予定技術者」の工事成績平均点及び施工実績件数について、工事施工途中で配置技術者を変更した工事がありますが、その場合どのように取扱いますか？

A : 主任（監理）技術者としての工事实績（工事成績平均点・施工実績件数）については、対象工事の契約締結日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した工事实績とします。

(11) Q : 「若年技術者（45歳以下）の配置」について、どのように評価されるのですか？書類を提出する必要はないのですか？

A : 本項目は、**当該年度の4月1日時点で満45歳以下**である技術者を配置予定技術者とした場合に評価するものです。
評価については、第6号様式（配置予定技術者評価資料）に添付していただく配置予定技術者の資格証の写しや雇用関係確認資料（保険証など）に記載された生年月日によって評価しますので、本項目について改めて資料を提出いただく必要はありません。

(12) Q : CPDの推奨単位が定められていない団体の場合はどのように取扱いますか？

A : 推奨単位を定めていない団体、証明書の発行を行っていない団体については、評価の対象としません。
また、1年間での推奨単位を定めておらず、複数年間での推奨単位しか定めていない団体については、1年間あたりに換算し推奨単位とします。
さらに、推奨単位として「必要な単位」、「望ましい単位」を定めている団体については、「必要な単位」を推奨単位とします。

(13) Q : CPDについて、発注業種に対応した運営団体からの証明に限りますか？

A : 発注業種とCPD運営団体との関連は問いません。

(14) Q : 建設キャリアアップシステムの登録とは何ですか？

A : 登録とは、建設キャリアアップシステムへの事業者登録が完了していることをいいます。事業者登録にあたって発行された事業者IDの写しなど、評価資料提出時点において事業者登録が完了していることを証明する資料を提出してください。
なお、建設キャリアアップシステムへの事業者登録については申請後約3週間が必要（建設キャリアアップシステムHP内のQAより）とのことですので、事業者登録をする場合はお早めに申請していただくようお願いします。

(15) Q : 建設キャリアアップシステムの運用とは何ですか？

A : 運用とは、当該工事について現場・契約情報を建設キャリアアップシステムへ登録すること及びカードリーダーを設置することをいいます。評価資料提出時点において運用するとして申告した場合に評価します。ただし、評価資料提出時点において事業者登録されている業者に限りです。
その後、落札した場合は、建設キャリアアップシステム評価資料を契約書に綴じ込みます。

(16) Q : 建設キャリアアップシステムの運用の確認はどのように行われるのですか？

A : 実際の運用については、現場管理者 ID 登録完了メールの写し又は現場管理者 ID でのログイン画面の写し、及び現場に設置したカードリーダーの設置状況が分かる写真の提出により確認します。
なお、評価資料提出時点において運用するとして申告したが、当該工事を受注後、実際に運用しなかった場合は、指名停止の対象となります。

(17) Q : 建設キャリアアップシステムを運用した場合、カードリーダーの購入費用やカードタッチ利用料について、増額変更されるのですか？

A : 総合評価落札方式においては、津市において運用に係る費用の負担は行いません。受注者において負担してください。
ただし、建設キャリアアップシステム活用モデル工事においては、カードリーダーの購入費用及びカードタッチ利用料について、津市において負担（一部上限あり）し、増額変更の対象とします。詳細については、建設キャリアアップシステム活用モデル工事に係る特記仕様書をご確認ください。

4 総合評価方法に関するQ & A

(1) Q : 価格点80点、価格以外の評価点20点の加算方式とはどういうことですか？

A : 【加算方式とは】

価格点と価格以外の評価点を合計した総合評価点が最も高い入札者を落札候補者とする評価方法です。

【価格点80点について】

開札時に入札参加者の入札価格に応じて配点される点数です。予定価格の範囲内で失格基準価格以上の入札者を対象として、次のとおり開札時に点数化します。

価格点の算出方法

(入札価格 > 低入札価格調査基準価格の場合)

$$\text{価格点} = 80 \text{点} \times \frac{\text{失格価格}}{\text{失格価格} + (\text{低入札価格} - \text{失格価格}) / 10 + (\text{入札価格} - \text{低入札価格})}$$

(入札価格 ≤ 低入札価格調査基準価格の場合)

$$\text{価格点} = 80 \text{点} \times \frac{\text{失格価格}}{\text{失格価格} + (\text{入札価格} - \text{失格価格}) / 10}$$

※失格価格とは、失格基準価格

低入札価格とは、低入札価格調査基準価格のことです。

※価格点は、小数点第6位以下を切り捨て、小数点第5位まで表示します。

【価格以外の評価点20点について】

評価項目算定資料提出期限までに調達契約課に提出された総合評価に関する資料に基づき、入札参加者ごとに価格以外の評価点(20点満点)を算出します。

(2) Q : 価格以外の評価点(20点満点)はどのように公表するのですか？

A : 評価項目算定資料提出期限までに提出された総合評価に関する資料に基づき、入札参加者ごとに価格以外の評価点(20点満点)を算出し、**個別公告に示す日時にHPで公表します。**入札参加した場合は、必ず評価項目ごとの配点を確認してください。点数に疑義がある場合は、自らの審査結果(点数)については調達契約課へ照会することができますが、他の入札参加者の審査結果(点数)については一切回答できませんのでご了承ください。

5 低入札価格調査に関するQ & A

(1) Q : 低入札価格調査基準価格とは何ですか？

A : 総合評価落札方式では、一定の価格を下回る入札については、契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあるものとして低入札価格調査基準価格を設定します。総合評価点が最も高い者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回っていた場合は、低入札価格調査を実施し、調査の結果、落札（候補）者とならない場合があります。

低入札価格調査基準価格は、津市低入札価格調査試行要領において規定する方法により算出します。

(2) Q : 低入札価格調査はどのように実施されるのですか？

A : 入札時に提出された積算内訳書による審査（1次審査）と、「当該価格で入札した工事が施工できる理由」など低入札価格調査の実施にあたって改めて提出いただく（開札日の翌日から起算して3日後を期限とする。）書類による審査（2次審査）により調査を実施します。

(3) Q : 積算内訳書による審査（1次審査）はどのように実施されるのですか？

A : 開札の結果、第1順位者の入札価格が低入札価格基準価格を下回った場合に、低入札価格調査の1次審査として、入札時に提出された積算内訳書の全ての費目において発注者の設計金額に以下の表に掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）以上であることを確認します。

積算内訳書の判断基準の算定に用いる割合

	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
土木工事等	95%	85%	80%	45%
建築工事等	93.5%	85%	80%	45%

(4) Q : 提出書類による審査（2次審査）はどのように実施されるのですか？

A : 1次審査を通過した業者に対し、開札日の翌日から起算して3日後を提出期限とし、「当該価格で入札した工事が施工できる理由」などの低入札価格調査書類の提出を求めます。提出された書類及び事情聴取（必要に応じて実施）に基づき、当該価格で適正な施工が可能であるかの審査を行います。

審査については、津市低入札価格調査マニュアルに基づき実施しますので、詳細については津市低入札価格調査マニュアルをご覧ください。

なお、低入札価格調査書類の作成にあたっては、入札参加時に提出した評価項目算定資料届出書に記載した内容との整合性にもご留意ください。例えば、評価項目算定資料届出書において市内本店業者業者施工率80%以上（自社施工を含む。）として届け出たにもかかわらず、低入札価格調査資料において提出する下請予定業者計画書の内容が、市内本店業者業者施工率80%以上（自社施工を含む。）となっていない場合、失格等となる場合がありますのでご注意ください。

(5) Q : 低入札価格調査を経て契約した場合、通常の場合と比べて違いはありますか？

A : 低入札価格調査を経て契約した場合、以下の事項が適用されます。

- ・主任技術者の資格を有する専任の担当技術者を1名追加して工事現場に配置すること
- ・契約保証金を契約金額の10分の3以上の額とすること
- ・前払金を契約金額の10分の2以内の額とすること

(6) Q : 低入札価格調査を辞退することはできますか？

A : 低入札価格調査を辞退したい場合は、評価項目算定資料の提出期限までに別添の低入札価格調査辞退届を調達契約課へ持参にて提出してください。ただし、この場合、落札者とはなりません。
なお、評価項目算定資料提出期限後の提出は受け付けません。開札後に、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合、指名停止等の措置を行うことがあります。

(7) Q : 失格基準価格とは何ですか？

A : 失格基準価格とは、総合評価落札方式において、契約の内容に適合した履行が確保できない蓋然性が高いものとして、通常の価格競争における最低制限価格に代わって設定できる価格のことをいいます。失格基準価格未満の場合は、総合評価点の算出は行わず失格とします。

失格基準価格は、下記算定方法により算定(1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)します。

(失格基準価格の算定方法)

区分	算定方法
土木工事等	直接工事費×0.95+共通仮設費×0.85+現場管理費×0.8+一般管理費×0.45
建築工事等	(直接工事費×90%)×0.95+共通仮設費×0.85+(現場管理費+直接工事費×10%)×0.8+一般管理費×0.45

(8) Q : 重点調査基準価格とは何ですか？

A : 重点調査基準価格とは、低入札価格調査において、積算内訳書の判断基準(1次審査)を満たした場合に実施する、提出書類等による審査(2次審査)について、通常調査と重点調査に隔てる基準価格のことをいい、低入札価格調査基準価格の97%(1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として算出します。調査対象者の入札価格が、重点調査基準価格以上の場合には、通常調査を実施し、重点調査基準価格未満の場合には、通常調査より詳細かつ重点的な調査である重点調査を実施します。